

議 題

1 会議録の承認

2 審議事項

- (1) 住民情報系システムにおける顔認証システム事務の開始について
(個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む)
(個人情報ファイル簿兼届出書を含む)
- (2) 芸術不動産事業推進のための意向把握調査について
(個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む)
- (3) 災害時要援護者管理システム改修業務委託について
(個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む)
(個人情報ファイル簿変更届出書を含む)
- (4) 災害時要援護者名簿の外部提供について
- (5) 児童虐待事案に係る横浜市児童相談所と神奈川県警察の連携に関する協定締結による情報共有について
(個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む)
- (6) 横浜市立高等学校入学者選抜業務における採点システムの導入について
(個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む)

3 報告事項

- (1) 防犯カメラ設置に係る本人外収集及び事務委託についての報告
 - ア 繁華街安心カメラ設置運用事務
 - イ 庁用自動車におけるドライブレコーダーの設置・運用
 - ウ 新治市民の森内防犯カメラ運用事務
 - エ 新治里山公園内防犯カメラ運用事務
 - オ 資源循環局車両へのドライブレコーダー搭載
- (2) 電子計算機処理に係る名簿管理についての報告
 - ア 教育委員会事務局内緊急連絡業務
- (3) 宛名印字・宛名ラベル貼付業務に係る事務委託についての報告
 - ア 自治会町内会宛配送物に係る梱包業務委託
 - イ 横浜市民の医療に関する意識調査
 - ウ 市街地開発事業完了地区における事業評価調査
- (4) 市のイベント・行事における参加申し込み受付等業務委託
 - ア 平成28年度「ぜん息予防等に関する講演会」における参加申込等受付事務委託
- (5) 個人情報を取り扱う事務開始届出書 (5件)
- (6) 個人情報を取り扱う事務変更届出書 (16件)
- (7) 個人情報ファイル簿変更届出書 (1件)
- (8) 個人情報ファイル簿廃止届出書 (1件)

4 その他

- (1) 小児医療費助成に関する事務の全項目評価書の修正について
- (2) 個人情報漏えい事案の報告 (平成28年11月26日～平成29年1月20日)
- (3) その他

日 時	平成29年1月25日（水）午後2時00分～午後5時10分
開催場所	関内中央ビル5階特別会議室
出席者	花村会長、芦澤委員、加島委員、小嶋委員、清野委員、新田委員、中村委員、糠塚委員
欠席者	土井委員
開催形態	公開（傍聴者なし）
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・審議事項(1)～(3)、(5)、(6)について承認する。 ・審議事項(4)は継続審議とする。 ・報告事項、その他について了承する。
議 事	<p>【開 会】</p> <p>（事務局） それでは、ただいまから、第151回横浜市個人情報保護審議会のご審議をお願いいたします。</p> <p>審議に先立ちまして、本日の定足数についてご報告いたします。</p> <p>本日は、土井委員から欠席のご連絡をいただいておりますが、また、新田委員から遅れるとのご連絡をいただいておりますが、7名の委員のご出席をいただいておりますので、横浜市個人情報保護審議会規則第4条第2項の規定による定足数を充たしており、審議会は成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、このあとの議事につきましては、会長よろしくをお願いいたします。</p> <p>1 会議録の承認</p> <p>（花村会長）ただいまから、審議会を開会いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>始めに、第149回及び第150回審議会の会議録につきましては、既に送付済みですが、何かご意見等はございますでしょうか。</p> <p>特にご意見がなければ、承認とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>（各委員） <異議なし></p> <p>（花村会長） それでは承認といたします。</p> <p>2 審議事項</p> <p>（1） 【案件1】 住民情報系システムにおける顔認証システム事務の開始について</p> <p style="padding-left: 40px;">（個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む）</p> <p style="padding-left: 40px;">（個人情報ファイル簿兼届出書を含む）</p> <p>（花村会長） それでは審議事項の審議に入ります。</p> <p>最初に案件1「住民情報系システムにおける顔認証システム事務の開始について」のご説明をお願いします。</p> <p>（事務局） <所管課及び審議の視点について説明></p> <p>（所管課） <資料に基づき説明></p>

(花村会長) ただいまご説明のありました案件1につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。

(芦澤委員) 認証の方法は多数あるのではないかと思います。iPhoneでは指紋認証もできます。顔写真には肖像権の問題もあります。個人を特定しやすいという意味ではリスクが高いのではないかと思います。顔認証を選んだ理由はなぜですか。

(所管課) ご指摘のとおりだと思います。顔写真は既に表に出ているものであり、職員証で使っているものがそのまま使用できます。指紋よりは職員の抵抗感がないだろうということで顔認証を導入した経緯があります。

(小嶋委員) 顔認証によって二重のチェックが行われ、セキュリティの強化が図られることはいいと思います。顔認証についてはWindowsのソフトを使うのですか。

(所管課) パソコンはWindowsで、Windowsにログインするために顔認証を使います。

(小嶋委員) 顔認証を導入するに当たっては、新たにシステムを開発するのですか。それとも、既にパソコンにおける顔認証のソフトがあって、それを使うのですか。

(所管課) 既にあるソフトを導入します。

(小嶋委員) それはどのようなソフトですか。

(所管課) NECのNeoFace Monitor V2です。

(事務局) 「4 個人情報の管理体制【電子計算機処理の開始】」の「使用するソフト」の欄に記載があります。

(小嶋委員) 分かりました。この顔認証はどの程度の正確性がありますか。誤認証がどの程度あるのかは確認していますか。

(所管課) 我々もそこは気になっています。それはチューニングできるものです。ほんの少しでも違っていたら認証できないようにすることもできますが、そうすると窓口だと困ってしまいます。我々のテストでは、誤認証は生じていませんが、認証が甘すぎるのもどうかというのがあります。区役所など導入するところと調整しながらやっていきたいと思えます。

(小嶋委員) セキュリティを確保するためには、一定の正確性を確保していただきたいと思います。

顔認証システム操作端末台数が16台と記載してありますが、これはシステム構成イメージ図の、左下のシステム管理者端末のことですか。

(所管課) そうです。

(小嶋委員) この端末ではどのような操作をするのですか。

(所管課) まずはシステム管理者として、住民情報システム課のみがログ管理ができる端末が1台です。そのほかの端末は、現場で顔写真を登録したときに、その人に利用許可を与えるかどうかをそれぞれの場所で判断して登録するために利用します。

(加島委員) 私は静脈や指紋や手のひら認証をしたことがあるのですが、顔認証は初めて見ました。委員会などをつくって、ほかの認証と比較して

決定したのですか。

(所管課) 内部での検討です。

(加島委員) 横浜市では、これからマイナンバー利用事務で使用する端末の二要素認証は全部顔認証になるのですか。

(所管課) 少し違います。私どもは住民情報系のシステムを提供しています。我々が管理しているシステムの業務所管課には、顔認証システムを提供することができるということを示しました。業務所管課が「このシステムなら提供してくれるし、使いたい」ということであれば、今回の顔認証システムを導入しますが、ほかで仮に使っているところがあれば、そこはそこで別途、何かしらの形で導入されていくのだろうと思います。住民情報系のシステムというと、基幹と言われている住民記録、国民健康保険等の三保険、税金関係、基盤システムと言われる福祉系のシステム等を扱っています。それらの課は、この顔認証を導入してもいいと言っています。

(加島委員) 法律的にはまだ、二要素認証は必須になっていないのですか。

(所管課) 法的にはそういうことはありませんが、ガイドラインでは是非導入するようにといい言われています。

(加島委員) 近いうちに「二要素認証をするように」という形で出るというように聞いています。

(所管課) 恐らく、指導という形では国から既に出ています。市役所の内部的に、マイナンバーを使う場合には二要素認証するようにといい通知は出ています。

(糠塚委員) 市販のソフトを使うということで、将来的にバージョンアップも考えられます。顔認証システム以外にもっと精度のよいものが出ることも考えられます。今回導入するに当たり、運用・保守を委託することになります。将来的にバージョンアップや別のソフトが開発された場合、運用・保守の契約期間との兼合いはどうなりますか。

最近起こった中野区の事件のような場合、ログインについての管理はされていたとしても、ログインした後、何をしたかが問題です。中野区では監視カメラも用意しました。その点はどのように考えますか。

(所管課) バージョンアップ等については、スパンが分かりません。どういった形になるかは答えようがありませんが、基本的に予算は年度ごとなので、その時その時でリプレイスしたほうが安いのか、単にバージョンアップしたほうが安いのかというところで見えていく形になるかと思えます。

中野区のことと今回の案件が、話が一緒かどうか分かりませんが、システム担当部署としてはできるところまではやるということです。監視カメラ等については、各業務所管課での対応と考えています。

(中村委員) 顔認証を行うのは、端末起動時と離席時のロック解除時ということでした。離席時にロックすることが前提になっていると思うのですが、一定時間使わないと自動的にロックされるのですか。

(所管課) 一定時間離席をして、認証できないとログオフされるように設定ができます。その設定については業務形態によるところがあります。

業務所管課と調整してやっていきたいと思います。

不便だからといってあまり長くすると意味がないので、そこは業務所管課と話し合いながら調整していきたいと思います。

(芦澤委員) 今回この業務を委託して更に再委託するというのは、ソフトをインストールするだけではない業務がかなり出てくるという認識でしょうか。

(所管課) はい。先ほど示したものは、この端末にソフトを簡単にインストールするだけです。サーバでデータを一元管理することになっていて、まずサーバにそのソフトを入れられるような設定をする必要があります。設定した後、認証情報を管理するサーバを別途立ち上げます。もう一つ、認証サーバをとおして、データベースとして顔写真を登録します。サーバを3本ほど立てて認証することになっています。

そのほかに、このソフトを区役所などに自動で配付する仕組みもつくらなければいけません。そういった業務を委託や再委託をして開発する予定です。

(芦澤委員) サーバを立てることの趣旨は、ログを取らなければいけないからということでしょうか。

(所管課) はい、そうです。

(芦澤委員) 単純に認証だけするなら、各端末がスタンドアローンでいいわけですね。

(所管課) はい。

(芦澤委員) ログを取るためにサーバを立てて、そこに委託作業が入るので、職員の個人情報に触れる可能性があるということでしょうか。

(所管課) はい。

(花村会長) 保存期間は「退職から7年」と書いてあります。7年と決めた根拠は何ですか。

(所管課) マイナンバー法で、マイナンバーに関するアクセスログは7年と決まっています。それに合わせて今回の認証も7年にしてあります。

ほかにご質問がないようなので案件1を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(2) 【案件2】芸術不動産事業推進のための意向把握調査について (個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む)

(花村会長) 次に案件2「芸術不動産事業推進のための意向把握調査について」のご説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき概要を説明>

(花村会長) ただいまご説明のありました、案件2につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。

(清野委員) 民間不動産を芸術支援の公的な目的で使う準備のために、民間

に委託するという話でしょうか。

(所管課) はい。

(清野委員)「取り扱う個人情報」の種類で、対象案件リストに「ヒアリング
物件所在地(地名地番)」の後ろに「氏名」とあります。これは所有者の
ですか。

(所管課) 所有者の氏名です。

(清野委員)「所有者の」というのを入れておかないと、誰の氏名か分かりづ
らいです。紙データのほうも「物件所有者の」ということですか。

(所管課) そうです。

(花村会長)「所有者の」と入れるという提案がありました。私もそれでいい
のかなと思います。記載を入れるのは可能ですか。

(所管課) はい。

(加島委員) 200件ぐらいある中、今回個人情報を取り扱うのは10件という
想定はどのように算出したのですか。

(所管課) 横浜国立大学の研究室で、防火帯建築は200件くらいあると概
算把握しています。そちらにアンケート調査を行います。今までのとこ
ろでいくと、大体、回収率が4割弱で、興味を示す人が回収後に1割も
いればいいかなという想定です。10名程度としていますが、もしかした
ら前後するかもしれません。

(加島委員) 現地調査をしたときに、物件は空き部屋しか見ないですか。

(所管課) 空き部屋しか見ません。ほかのところはもう借りている人がい
ます。オーナーが見てくれということなら見ますが、やはり活用できる
ところを中心に見ます。

(加島委員) そこで借りている人の名前などを見ることはないですか。

(所管課) それはありません。空き部屋だけを見ます。

(加島委員) 個人情報は、借りている人の情報だけということですか。

(所管課) 所有者の情報、貸し主の情報になります。

(加島委員) 大家の情報ですか。

(所管課) そうです。

(加島委員) その空いている部屋で音楽をやっているアーティストも入れる
のですか。

(所管課) 音楽は防音の問題もあります。絵を描く人やデザイナー、クリ
エーターの人などです。アーティストが入ったときに、6か月の家賃助
成を出しています。今まで10年間で約110件位の実績があります。人
数で言うと、112人位に入ってもらっています。

(花村会長) ほかにご質問がないようなので案件2を承認するというこ
とでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

- (3) 【案件3】災害時要援護者管理システム改修業務委託について
(個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む)
(個人情報ファイル簿変更届出書を含む)

(花村会長) 次に案件3「災害時要援護者管理システム改修業務委託について」のご説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき概要を説明>

(花村会長) ただいまご説明のありました、案件3につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思えます。

(新田委員) 新たに対象者を広げる根拠は何でしょうか。

(所管課) もともと要援護者支援事業を最初に始めたときは、精神障害者は入っていました。ただ、平成25年に情報共有方式を実施する際、精神障害者の家族会から「情報共有方式なら載せないでほしい」という依頼があったので、消していました。

ただ、今回、その団体から「やはりこの名簿に載っていないと、いざというときの支援が受けられない」という心配の声が大きくなってきて、逆に戻してほしいという依頼があり、今回再び載せることになりました。

(加島委員) 今後また要援護者の対象になりそうなものはありますか。

(所管課) 今のところ増える予定はありません。

(加島委員) ほぼ網羅されていますか。

(所管課) そうですね。厳密に言うと、国が示している要支援者のカテゴリーには、妊産婦や外国人も入っていますが、妊産婦は生まれるまでのタイムラグが短いので、なかなか把握が難しいです。現実的に横浜市が持っている福祉のデータから抽出するのであれば、今の状態が一番多く拾っていると考えます。

(小嶋委員) 災害対策基本法やその他の関係法令では、精神障害者等も含めて情報提供することになっているのでしょうか。

(所管課) 災害対策基本法では、「避難行動要支援者名簿の作成」が第49条の10にあります。ここでは「要配慮者のうち」というような書き方になっています。「要配慮者」とは何かということについては、法律の条文には書いていません。

災害対策基本法上は、「要配慮者のうち防災計画の定めるところにより、名簿を作成しなければならない」となっています。誰を要援護者とするかは防災計画で定めるといような規定です。

(新田委員) 各都市の防災計画によるということですか。

(所管課) そうですね。

そのため、今回、横浜市の防災計画も併せて修正します。

(花村会長) 「5 取り扱う個人情報」の「個人情報の種類(電子データ)」にある「電話番号種別」、「緊急連絡先種別」とは具体的にどのようなものですか。

(所管課) 種別はそれが誰の電話番号かということです。家族や介護事業所といった種別です。

(花村会長) 「電話番号、緊急連絡先」にある番号が誰の電話番号か分かるようにしておくという意味ですか。

(所管課) そうですね。

(花村会長) ほかにご質問がないようなので案件3を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(4) 【案件4】災害時要援護者名簿の外部提供について

(花村会長) 次に案件4「災害時要援護者名簿の外部提供について」のご説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき概要を説明>

(花村会長) ただいまご説明のありました、案件4につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思えます。

(新田委員) 警察へ提供する名簿はおよそ1年ごとに更新となっていますが、災害時要援護者名簿は半年に1回更新しているので、1年ごとですと、警察にある名簿が古くなる可能性が懸念されます。その辺りはどうですか。

(所管課) その点については、もう少し具体的に県警と詰めていきます。その中で、半年ということも含めて調整していきます。

(花村会長) 半年ごとに更新することは事実としてあるのですか。

(所管課) はい。

(新田委員) 「10月と4月」というように資料に記載があります。

(花村会長) あとで県警と協議して、半年ごとに提供にするか、1年で良いのか、報告してください。本当に要援護者を救済するのならば、「助けに行ったらいなかった」ということになるはずいです。検討していただいて、あとでご報告を受けるという形をお願いします。

(所管課) はい、検討します。

(糠塚委員) これは外部提供の是非について判断すれば良いだけであって、提供先の情報の管理等については横浜市が関知しなくていいという判断でいいですか。

(所管課) もともと災害対策基本法で提供できる先が限定列挙されていて、その中に県警も入っています。我々としては、要請があつてかつ有益だと思えば提供します。

(糠塚委員) 提供先はしっかり管理する場所だという前提があつて、渡した後の問題は提供先の問題であるという理解でいいですか。

(所管課) そのように考えています。

(花村会長) それはあまりよろしくないのではないですか。我々は、「提供先でどのような管理をするか知らない」では心配です。

(糠塚委員) 今回は、委託先とは違います。所管課がそこまで踏み込んで、「管理体制はこういうふうに行っているのだから、安心して渡せます」というところまで調べ上げてこちらに報告すべき案件なのか、少し判断に迷ったのでこのような聞き方をしました。

(花村会長) 外部提供は、一定の条件がなければ駄目です。審議会では、公

益上必要があるかどうかの判断を求められています。

ただ、災害対策基本法では、「各地方公共団体で決めるように」ということで、委ねられています。内閣府の解釈で、「条例に特別な定めがある場合」として「個人情報保護審議会で公益上の必要があると認めたとき」としているということですが、果たして公益上必要だと言えるのかという疑問もないわけではないです。

ただ、委員の皆さんは、公益上必要かどうかについては、やはり必要なんだろうと思っはいると思います。しかし、もう少し意見をもらったほうがいいかなと思います。

(清野委員) 情報提供した後の県警の対応については、横浜市の側は十分に把握をして説明できる体制にしてもらいたいです。「提供した後のことは関係ない」というのはやめてほしいです。

それと、審議会は「公益上の必要性があるか」を諮る場です。確かに県警は提供先として指定はされていますが、県警が災害発生時の避難支援に何をして、どういうことが想定できるのか、また、緊急性があるということが今一つ具体的なイメージとして分かりません。その辺りの説明を受けて「それでしたら公益性がある」というところをある程度納得したいです。県警が信頼できないと言っているわけではなく、説明の仕方です。

「事務全体の概要」の「(2) 審議に諮る外部提供について」で、「県警への名簿提供は、災害の発生に備えるために」と書いています。「災害の発生に備えるために」県警に提供するのではなく、「災害の発生時に避難支援を迅速に行うために」だと思いますが、その記載がありません。災害発生時にいろいろな名簿があったほうが県警が動きやすいのはもっともなことです。やはり市民の避難支援に資する部分をはっきり示してほしいです。また、避難支援にどのような形で資するのか、具体的に聞かせてください。

(花村会長) 警察へ名簿を提供して、災害が発生したとき、警察がその名簿を見てどういう行動や活動をして、名簿に載っている人を助けに行くのか、具体的などころまでは恐らく、詰めていないのでしょうか。

(所管課) 今回、県警からは、もちろん災害対策基本法にも規定があるので、提供してもらえないかという要請がありました。阪神淡路の規模になれば、個人情報の保護ではなく、生命・財産のために提供するということはあります。ただ、警察としては、災害発生時に渡されても遅いという意見です。動けるのはそれぞれの区の警察署であったりするので、大混乱の中で名簿を区ごとに切り分けて、各署に渡すのは現実的ではありません。ならば、平常時から各署の金庫に入れておいて、いざ災害が起こったり、起こりそうなときにパッと出して即、行動を起こすことで初めて迅速な避難に力が発揮できるという意見をもらいました。我々としてもそのとおりだと認識して、今回、審議会で諮っています。

(中村委員) 県警に提供する個人情報紙データになると思います。その名簿は、個人が書かれている何万件のものをごっそり1冊なのですか。

(所管課) 例えば区ごとなどに切り分けます。切った状態で所轄の警察に

持って行くようです。全件を全署が持っているわけではないです。

(清野委員) 県警に渡す段階では一括したものを渡すのですか。

(所管課) 実際に提供して良いことになったら、具体的に詰めたと思います。基本は、全部を全署が持っているのではなくて、あくまで所管エリアの名簿だけを持っていく形を取りたいと思います。

(小嶋委員) 本部に一括して提供して、そこから各警察署に分けて渡すのですか。

(所管課) 本市のほうで所轄の範囲まで切り分けるというのは現実的にどうかなというのがあります。場合によっては、本部に渡して本部で切り分けてもらうこともあるかもしれません。具体的な渡し方はまだ詰め切れていません。

(清野委員) 細かい作業は当然、必要だろうとは思いますが。ただ、こちらが渡したら、提供先はそれを特に加工するとは書かれていなくて、「保管する」と記載されています。保管しているはずのものが加工したり切り分けていることになると、情報管理の観点からは心配な部分が出てくるのではないのでしょうか。

(所管課) 提供の仕方について内部で検討した上で、問題が起きないように整理したいと思います。

(糠塚委員) 横浜市として外部提供するとき、提供先がどのような管理をするかについてどこまで踏み込めるのか、指針のようなものはありますか。それとも、提供先に対する信頼があって、善意の使い方をしてくれるだろうという話になっているのでしょうか。提供先もしっかりとした公的な機関なので、それなりの個人情報管理の管理体制はあるはずです。よもや間違ったことはすまいという前提がありますが、今の話では、もしかしたら切り分けて、余分な情報を分散して持ってしまったりかもしれません。万が一のときには、本部の司令で一斉に開けるのか、それぞれの所轄で機動性を発揮するために、署長の判断で開けていいのでしょうか。善意の上でということやらざるを得ない仕組みになっているのでしょうか。それとも、横浜市でもある程度、提供先の管理体制を見て外部提供するのでしょうか。

(所管課) 今回、提供してほしいと警察から申出があったのですが、我々としても審議会で諮らないと、提供できるかどうかの確証がありませんでした。提供する前提で「どういうセキュリティ管理をしているのか」というような調整はまだそれほど進んでいません。今後、提供するまでに時間があるので、その中で具体的な管理方法等についても細かく決めていきたいと思っています。

(新田委員) 各町内会は、学校などの拠点で、鍵のかかる金庫に保管しています。切り分けるにしても、この名簿については特別な金庫をつくってそこに保管し、誰が管理責任者であるか明確にした上でないと、扱いは非常に大変なのではないかと思います。その辺りを配慮してください。

(所管課) はい。

(加島委員) 警察署は住基台帳の情報は入っているのですよね。

(事務局) 入ってないですね。

(加島委員) 以前、警察の人が家に来て調べたりしていました。

(事務局) 巡回連絡という形で、災害時に家に伺います。

(加島委員) 独自の個人情報でやっていたのですか。

(事務局) はい。

(加島委員) では、その基本情報を持っているところに今回の情報を上乗せしていくわけですか。

(事務局) これとまた少し違う形にはなると思います。今回の場合は災害対策基本法に基づいてやっています。各警察署においても防災計画を作っています。

(加島委員) 行政間では、例えば地方自治体の税務部門では住基台帳が見られます。税務情動的に誰が何をしてどういうのかというのは、例えば市役所のほうでも、一切調査しないで、全部見られることにもなっています。管理については性善説に立っているというか、行政同士の問題というように見れば、それ以上言えないのかなと思います。

(事務局) 個人情報保護条例第 11 条で、「提供先への措置の要求等」があります。外部提供した場合、「使用目的及び使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又は適正に取り扱うために必要な措置を講ずることを求めなければならない」とあります。提供したからといって、全く介入できないわけではありません。自治体であってもそういう措置を求めることはできます。安全管理措置については何らかの確認はすることができます。

(芦澤委員) 委託先の書式と提供先の書式がこれだけ違うのは、もともと何か指針があってこのようになっているのですか。「委託先の管理体制」の書式を、そのまま「提供先の管理体制」の形でできているのであれば、審議会でもチェックができます。また作成する段階で「このような管理が必要なのかな」となると思っています。

(事務局) 「委託先」は、横浜市の事業を委託先でやるということで、責任は横浜市にあります。今回は、警察に情報を提供するという事です。提供したからといって完全に責任がなくなるわけではなくて、「そちらの責任できちんと管理するように」という提言はこちらからできます。

(芦澤委員) ここに書式として書くこととはまた少しレベルが違うということですか。

(事務局) はい。

(芦澤委員) 例えば、ここにはデータの廃棄方法などありませんが、そういったことも委託先の管理体制のところを参考にしながら確認してもらうことはできるわけですね。

(事務局) そうですね。

(花村会長) 今回、外部提供するのは神奈川県警が初めてですか。消防などありましたか。

(所管課) 消防は内部です。

(花村会長) 外部に提供するのは初めてですか。

(所管課) 同意なしで提供するのは初めてです。

(花村会長) 公益上必要かどうか審議会に求めたのは初めてですね。

(所管課)　そうです。

(花村会長)　名簿を1年ごとに更新して、保管期間が終了した古い名簿は、県警でシュレッダーにかけて廃棄するということですが、廃棄したら証明書を出させるのでも何でもありません。警察を信頼して「廃棄しましたね」で終わってしまいます。ところが、廃棄したはずのものがどこかで使われていたら大変な問題です。「横浜市は、廃棄したことも確認していないのか」となると、やはりまずいと思います。外部委託するようなきめの細かさはなくても、「こういう前提で」ということは詰めてもらわないといけません。「警察だから信頼できる」という話も、「警察だから信頼できない」という話もあるかもしれません。横浜市としてきちんと詰めなければいけないだろうと、私は思います。

(糠塚委員)　しかも、この目的のためだけに使われているかどうかも分からないわけです。

(花村会長)　それはこの目的で使うことが大前提で、それ以外で使ったら、もう絶対渡せません。それは当たり前です。

(糠塚委員)　でも、それは検証不能です。

(花村会長)　ですから、委託のようなきめ細やかさを付けてもらわなければいけないだろうと、私は思います。

(糠塚委員)　ただ単に「法令上、提供が必要だから」という提供の仕方ではなく、「横浜市としてはこういう方針でやっているの、このようにやってもらいたい」という申し入れはするべきだと思います。

(花村会長)　つまり、法令では本人の同意がなければ駄目、同意がなくても条例で特別の定めがある場合は良い。その条例というのは、審議会で公益上必要だと判断すればいいということなので、その辺りのことをしっかり詰めてもらったほうがいいのではないかと思います。結論的にはやはり提供せざるを得ないだろうと思うので、その前提のところをもう少し詰めて、後できちんと報告してもらおうということでしょうか。

(清野委員)　提供開始が4月なので十分検討してもらいたいです。

情報は有効活用しなければいけないのは当然のことです。単に名簿を渡して提供先が保管するだけの形で、果たして有効活用できるのかという問題があります。最初の公益性の問題は、正に情報を渡して警察でどのように使い、災害時の要援護者避難にどのように役立てるのか、具体的に明示してもらいたいです。そして、公益性を図る中で「例えばこういう使い方をする」ということであれば、それはそれでまた審議会で考えるべきことだろうと思います。従来のもものとマッチングするということがあれば、初めからそのように言ってもらいたいです。横浜市の手を離れてからマッチングということになると、ちょっと大変なことになるかなと思います。

市民的な観点から言うと、早稲田江沢民事件がありました。市民が一番外部提供してもらいたくない先は警察だということが、最高裁の判例からもにじみ出ています。横浜市という大きな都市が、14万人のセンシティブ情報を本人の同意なしに提供する先が警察であることに関しては、慎重の上に慎重を期した判断を審議会としてもすることになります。

公益性と利用と保管の仕方です。

(花村会長) 確かに、調整を取るために一旦預かり、平時見ないで、災害が発生したときに慌てて見られるはずがないわけです。そうであれば、「こういう形で利用する」というところまで必要です。せつかく提供するのであれば、有効に使ってもらいたいです。

(清野委員) そうです。それが公益に資するということであれば、市民も十分に納得できます。

(花村会長) そのような前提で条件を付して承認ということは、今までないと思います。事後報告で良いのか、それとももう一度内容を詰めてもらって、次回承認するのがよいですか。

(事務局) 保存期間の話もありましたので、確認しなければいけないと思います。廃棄を確認する手段についてどのような形を取るかも含め、横浜市のほうから県警に安全管理措置の確約が取れないと、公益上の判断が付かないのであれば、もう一度確認を取ります。

(花村会長) 時間的に余裕はありますか。

(所管課) 4月が理想ですが、協議が整わないのであれば、延長することもあり得ると思っています。

(花村会長) その辺りを詰めてもらい、次回もう1回審議会に諮って、公益上必要があるかどうかを結論付けるということによろしいですか。

(加島委員) 他の自治体の提供状況はわかりますか。

(所管課) 県内はわかります。大都市では実は提供していません。

(清野委員) 慎重にやったほうがいいですね。

(花村会長) もう一度その辺りのことを詰めていただいて、審議会に諮っていただくということによろしいでしょうか。

(糠塚委員) もしもう1度諮るのならば、災害対策基本法上、県警に情報提供するときに、情報を持つところが複数生じてきます。情報を持っているところの連携をどのように想定しているのかも一覧で見せてもらえると理解が進むような気がしますので、準備が間に合うようならお願いします。

(所管課) はい。

(花村会長) 一旦保留ということで委員の皆さんはよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それではよろしくお願いします。

(事務局) 継続審議となった要援護者名簿の外部提供について、所管課から相談がありました。今回、警察への提供と併せて、横浜市の防災計画の改正の関係もあります。2月、3月の審議会に諮るのは厳しいです。慎重に検討した上で、時間をかけて審議会に再度諮りたいということでした。来月、再来月の話ではないということです。

(芦澤委員) やはりいつ災害が起こるか分からないので、今回のことでは延ばすことはあってはならないと思います。所管課に相当な負担をかける話になったのではないかと思います。事務局からも十分なフォローをしてもらいたいです。

(事務局) 分かりました。伝えます。

(5) 【案件5】児童虐待事案に係る横浜市児童相談所と神奈川県警察の連携に関する協定締結による情報共有について
(個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む)

(花村会長) 次に案件5「児童虐待事案に係る横浜市児童相談所と神奈川県警察の連携に関する協定締結による情報共有について」のご説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき概要を説明>

(花村会長) ただいまご説明のありました、案件5につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。

(清野委員)「取り扱う個人情報の種類」について、資料の表と説明が若干違っていたような気がします。「氏名、生年月日、環境、連絡先、警察での取扱状況」の前に、「児童相談所からの支援状況」という言葉が入っていたように聞こえました。それがあつかないかは重要なことかと思いますが、資料には記載されていません。

(所管課) 資料の記載に漏れがありました。「利用及び提供の制限」欄に、「個人情報の種類」として、「児童相談所での現在の支援状況と過去の支援経過」を入れたいと思います。

「個人情報の種類」の中で、「～等」の前ところに、「警察での取扱状況」と「収集の制限」と「利用及び提供の制限」欄の両方に書いてあります。それを、「利用及び提供の制限」欄では、「児童相談所の現在の支援状況及び過去の支援経過」に修正をお願いします。記載していることと実際に取り扱う個人情報が違うので訂正します。

(清野委員)「利用及び提供の制限」の「警察での取扱状況」という記載はこのままでよろしいですか。

(事務局) この欄は、横浜市が警察に提供する情報の内容になりますので、「警察での取扱状況」は削除して、「児童相談所での現在の支援状況及び過去の支援経過」に訂正をお願いします。

(清野委員)「収集の制限」欄はこのままでよろしいですか。

(所管課) このままです。

(芦澤委員)「取り扱う個人情報」で、対象者は児童と保護者の2種類あります。「個人情報の種類」の中には、年月日、性別などあります。これらの主体を分けて書いたほうが分かりやすいのではないのでしょうか。

(所管課) 児童と保護者、それぞれの情報になります。ただ、「就学就園状況」は児童のことにのみになります。

(芦澤委員) ほかは全て、両方ともあるということですね。

(所管課) はい。生年月日、性別、住所、性格、障害というのは児童と保護者の両方にかかってきます。

(芦澤委員) その先は家族構成のところですから、また別の話になるわけですか。

(所管課) はい。

(芦澤委員) 連絡先はそれぞれにあるわけではなく、世帯としてですか。

(所管課) 世帯として1か所です。

(芦澤委員) その辺りは書き方によってはもしかしたら整理していただければと思います。

もう一点が、「～等」の範囲です。

(所管課) 児童虐待の危険度や緊急性を判断するにあたっては、こちらに列挙されている情報は、国の手引などから必要な情報として示されています。

ただ、「等」となっているのは、これ以外にも虐待のリスクを判断するのに必要な情報があるからです。例えば、両親の生活状況の情報が必要になってきたりします。夜、家にいるのかとか、仕事が午前中だけなのか午後だけなのかといった話も入ってきます。基本的にはここに書いてある内容の情報があればひととおりのリスクの判断はできると思いますが、それに加えてリスクを判断するために有効な情報がもしあれば、「等」の中に入れます。

(芦澤委員) そのような情報が所定のファイルや書類に書き込まれているのなら、その書類の名前を書いたらと思います。いたずらに「等」の解釈を大きくするのもどうかと思います。ただ、全て明記して定めてしまうと対応できないのであれば、その辺りの工夫も必要になってくるかなと思います。

(所管課) 基本的には児童相談所で家族や子供の情報を収集する際には、児童票という形で決まった書式があります。そこに記載している情報を提供することが主になるかと思います。項目もこちらに示している内容がその児童票に網羅されています。その情報を共有することで考えています。

(花村会長) そういうことで、整理するとどのようになりますか。

(所管課) 基本的には、児童相談所で子供の相談を受理すると、児童票を作成します。その児童票には氏名、生年月日など、資料にある情報が記載されています。また、今までの相談の経過ややり取りもあります。児童票の情報を基本に、警察とは情報共有します。

(芦澤委員) 児童票の項目ごとに書いてもらったほうがよいかなという気がします。「相談の経過」「支援終了の経緯」など、書式の中にありますよね。

(所管課) あります。

(芦澤委員) そうしましたら、その児童票の書式の項目名を丁寧に入れていただくのがいいかなと思います。

更にその書式の中に「等」や「備考」と書いてあった場合には、「その他児童票に記載の備考について」などと書いてもらえれば、いたずらに他の情報は提供されないということが分かると思います。

(糠塚委員) 「児童票」と「児童記録票」とは違うものですか。

(所管課) 同じものです。

(糠塚委員) 「児童記録票に基づいて行う」と書いてありますが、児童記録票自体の写しを渡すのではなく、新たに書式を起こして渡すのですか。

(所管課) 緊急性が高いものについては、口頭での情報提供を想定しています。提供するときには、担当者がすぐ答えるのではなく、所属の責任職に「こういう照会が来ている」ということで確認します。その上で担当者が児童記録票を見ながら、答える項目を確認して、口頭で答えることを想定しています。

(糠塚委員) 口頭で答えて、文書や写しで伝えることはないということですか。

(所管課) 写しなどを渡すことは考えていません。

(糠塚委員) では、「紙データ」と書いてあるのはどういうことですか。

(所管課) 児童記録票は、保管するときには全て紙で印刷して、ファイルにつづることになっています。提供するものを紙で渡すのではなく、紙に書いてあることを確認して電話をかけます。

(花村会長) 提供する個人情報の種類では、電子データ、紙データの記載方法について表現を変えるのに、何かいい案はないですか。

(芦澤委員) 私は、児童記録票の項目をそのまま並べたほうが良いと思います。最後に「備考」や「その他」というのがあるとしたら、そこだけは、「児童記録票に記載されたその他備考」のように書くのが精一杯かと思います。

例えば、たまたま電話にそのケースの担当者が出て、児童記録票に書かれていないことを答えることがあるのかなと思います。その場合にどうするかという気はしますが、まずは児童記録票を使うということです。

(花村会長) 「等」と言うと広がりすぎるので、「それに準じる情報」というふうに制限をかけたいということですよ。

(事務局) 児童記録票を基に答えるということなので、児童記録票の項目を列記して、最後に「その他児童記録票に記載の内容」という記載はいかがでしょうか。

(花村会長) 児童記録票は見えないので、項目内容が分かりません。

(事務局) あるいは、この「個人情報の種類」の頭に、「児童記録票」と書いて、児童記録票に記載の項目を下に並べていくのであれば、児童記録票の内容だけということにはなるとは思います。

(花村会長) しかし、児童記録票の内容だけでは少し不足があるかもしれません。「児童記録票、それに類する情報」とか、「それに準ずる情報」というような形はいかがですか。

(加島委員) 備考欄のようなものはあるのですか。

(所管課) あります。

(花村会長) それは「備考」と書けば良いですかね。

(事務局) 項目を全部記載するということですね。

(花村会長) 備考情報も含めてですね。そのようにすると、内容を確定できますね。それで困ることは特にありますか。

(所管課) ないです。

(芦澤委員) 次の論点が、担当者が出て、児童記録票に書いてないことで自分が知っていることを言うかどうかですね。

(所管課) 児童記録票に書いていないことは児童相談所の情報としてない

ものになります。児童記録票に記載がない情報を提供することは、基本的には想定されません。

(花村会長) では、先ほどお話にあったように訂正してもらおうということでもよろしいですか。ほかにありますか。

(新田委員) 「保存期間」で、25歳となっています。成人になるのは二十歳です。25歳となっている根拠は何ですか。

(所管課) 児童相談所を運営するに当たって、厚生労働省から児童相談所運営指針が示されています。その指針の中で、児童相談所の取り扱った子供の情報については25歳まで保管することとされています。相談を受けた子供には、施設に入所する子もいます。自分の生い立ちを後で確認したいという問合せもあるので、きちんと答えられるようにということで25歳まで保管をするようにと運営指針に記載されているので、それに準じて本市においても対応しています。

(清野委員) 公益性、緊急性、必要性、利用目的、利用方法、保存方法などについては、よく精査されていると思えました。

他都市では同様の形で情報提供されているのでしょうか。

(所管課) 現在、神奈川県の子童相談所と神奈川県警とは既に協定が結ばれています。昨年12月1日に協定が施行されています。横浜市や川崎市、相模原市、横須賀市もおおむね今月中の締結を目指してそれぞれ手続を進めています。

(芦澤委員) 電話でのやり取りは、口頭データということで別扱いになりますか。

(花村会長) 口頭での提供は緊急の場合に限るわけですね。

(所管課) 音声でも情報を伝えるという形になります。例えば、児童相談所から世帯の情報を電話で伝えると、警察が書き取ります。それを単なるメモではなく、警察の公式な記録に必ず残していきます。

また、電話で問われても、その場ですぐ答えることは考えていません。電話がかかってきたら、1回電話を切って、折り返しこちらから電話し、間違いのないようにしています。こちらが提供した情報については、担当者がきちんと「この情報を伝えた」ということを記録に残して、必ず組織管理をして徹底していくことで考えています。

(芦澤委員) 管理は問題ないのですが、この資料上に、口頭データについて記載しておかなくて良いのでしょうか。

(事務局) 今回口頭データを入れていないのは、口頭は本当の緊急時と考えているかと思えます。事務全体の概要のなお書きに、「電話での共有も可能とします」という一文は入っています。電話での提供はかなりレアなケースと考えて、取り扱う個人情報に「口頭データ」は入れなかったのですが、もしここに記載したほうがよいのであればまた考えたいと思います。

(糠塚委員) 先ほど、書面や写しで渡すことはないという所管課の説明でした。口頭で受け取った情報を警察が書面にしてデータとして保存するのかなと思えました。どのように理解すべきですか。

(花村会長) 実際どのように提供しているのか説明してもらってもよろしい

ですか。

(所管課) 神奈川県警のほうでは、電子データとしての保存はないと聞いています。警察で決まった様式として「虐待対応表」というものがあります。その表に児童相談所の照会内容を書く欄があります。それはあくまで紙なので、紙で保存されると聞いています。

(事務局) 文書照会、文書回答が原則で、口頭・電話対応は例外なのか、それとも電話対応が全てなのか、そのところはどうなっていますか。

(所管課) 電話対応が全てではないと想定しています。けれども、電話によるものも当然発生するのかなと思います。

(事務局) 先ほどの説明を訂正します。「取り扱う個人情報」の欄の説明ですが、上の段の「収集の制限」は、本市が警察から情報をもらう場合になります。もらった後、本市でどのように保存するかが記載してあります。やり取りの仕方ではありません。

一方、「利用及び提供の制限」については、本市が警察へ渡す場合になります。警察でどのように保存するかが書いてあります。警察では、電子データで保存することはないと聞いているので、電子データはなしになっています。聞き取った情報を警察では紙で保存します。

(芦澤委員) 提供する媒体が電子なのか紙なのかという話と、提供した情報を保存する媒体が電子なのか紙なのかという話の2種類を読み取れますか。分かりづらいです。

(事務局) ここでは受け取った後の保存の方法を記載しています。

(芦澤委員) そのような書式なのですね。

(事務局) 書式は、決まっているわけではないので、変えることは可能です。

(芦澤委員) そこで混線していた気がします。

(糠塚委員) 「保存の方法」というように書いてもらったほうがいいです。

(事務局) 書式に縛られてしまったというのがありますが、警察に提供するとき、電子データ上でのやり取りは基本的に想定されていないので、収集した情報、提供した情報をどのように保存するかの観点で今回は記載しました。

(清野委員) 少し分かりづらいです。

(芦澤委員) 提供の媒体が何なのかというのは、個人情報が多かれ少なかれ広がってしまう可能性があるかを検討する情報としては大事なのかもしれません。もちろん、保存の状態も大事なことです。個人情報の保護という観点から考えると、両方の情報が必要だと思います。

(花村会長) 「提供する情報は何なのか」という観点から考えることが大事です。一方で、提供されたものをどうやって保存するかというのもあります。横浜市が県警に提供する際、どのような形で提供するのかです。電子データはないのでしょうか。

(所管課) ないです。

(花村会長) 紙では提供するのですか。

(所管課) 提供します。

(花村委員) 口頭で提供しますか。

(所管課) 提供します。

(花村会長) その提供する個人情報、資料に記載されているものということですね。

(所管課) はい。

(花村会長) それがこの書面だけでは、「提供する情報がこれだけだ」ということが分かりにくいのです。その記載の工夫を少ししてもらえればと思います。個人情報の種類については、今言った内容で提供するのならば、それは了解ということですね。

(加島委員) 「審議に係る事務」に記載すればいいのではないのでしょうか。「提供先における個人情報の利用方法」に、電話でのやりとりと記載すればいいのではないのでしょうか。「取り扱う個人情報」の欄ではやはり、どのように保管するかという視点であって、やり取りについては「審議に係る事務」に記載があります。

(事務局) 「審議に係る事務」に提供方法ということで、文書なのか口頭なのかを入れ込むという形よろしいでしょうか。

(花村会長) そうであれば分かりやすいですね。「提供する個人情報」について記載を入れると、はっきりしますね。

(加島委員) 「審議に係る事務」に「紙又は電話等で情報提供を受けて、最後はメモも含めて文書で保管します」という記載を入れ、「取り扱う個人情報」に保管内容を記載するのがいいかなと思います。

(事務局) 分かりました。今出たご意見を整理して所管課と調整します。

(花村会長) では、事務局で対応を考えてください。

ほかにご質問がないようなので案件5を承認するという事によろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認いたします。

(6) 【案件6】横浜市立高等学校入学者選抜業務における採点システムの導入について

(個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む)

(花村会長) 次に案件6「横浜市立高等学校入学者選抜業務における採点システムの導入について」のご説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき概要を説明>

(花村会長) ただいまご説明のありました、案件6につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。

(芦澤委員) USBメモリがものすごく多いという印象です。何本あって、管理はどうしますか。また、USBに入っているデータの廃棄方法はどのようになっていますか。

(所管課) 最初に県事務処理センターへ持っていくUSBは1本で、その1本に全てデータを入れて帰ってきます。

そのデータがメインPCに入ったら、その時点でデータを移してしまうので、そのUSBは空になります。

入力用PCのところにUSBがそれぞれ4本書かれています。やはり4本は必要になります。各学校で最高4本のUSBを使うことになると思います。

(芦澤委員) それぞれのUSBは最終的にどこへ行き、どのデータが消去されるのですか。

(所管課) 図の(4-1)のUSBと(4-2)のUSBは同じもので、それに入れて県事務処理センターから帰ってきます。メインPCにはコピーで入れるのではありません。入れた時点でデータそのものは空になります。

(芦澤委員) 入力用PCからメインPCへのデータを取り込む場合も、入れたらそこでUSBは空になるということですか。

(所管課) そうです。

(芦澤委員) 資料ではどこかに記載はありますか。

(所管課) 資料上に記載はしてないです。

(芦澤委員) USBはいろいろな事件でニュースになります。非常に簡単になくなったりします。その辺りの管理を記載してもらいたいのですが。

(所管課) USBは校長が管理する形になります。管理の方法としては、鍵付き金庫に入れます。問題用紙や解答用紙は鍵付きのロッカーや代替的なものがあるということなので、学校で処理しています。

(芦澤委員) データの消去ですが、データを入れた時点で処理するのですか。それとも、バックアップも含めて、多少の期間、データを残しておくのですか。

(所管課) USBの中のデータですね。

(芦澤委員) はい。ルール化しておかないと、消去しようという意識が出てこないのではないかと思います。

(所管課) メインPCに取り込んだ時点でUSBの中のデータは全部消えます。

(芦澤委員) 自動的に消える仕組みになっているのですか。

(所管課) はい。

(芦澤委員) そのようなUSBを見たことがありません。

(花村会長) それは本当ですか。

(事務局) PC側のソフトがそういうつくりになっているのですか。

(所管課) はい。

(花村会長) そうしますと、取り込んだらそこでUSBの情報は全く空になってしまうという理解でよいのですか。

(所管課) はい。

(花村会長) それは資料に記載してありますか。

(所管課) 記載していません。

(花村会長) そうしますと、校長はどのUSBを管理するのですか。

(所管課) 一日の終わりに、入力用PCから全部データがメインPCに集まってきます。それをバックアップするUSBはやはり1本残ります。

そのUSBを管理します。移動に使われたUSBは全部データは消えます。

(芦澤委員) これは専用のUSBですか。ほかに使っていませんか。

(所管課) このために購入して各学校に配付している専用USBです。

(芦澤委員) その特定はどうするのですか。

(所管課) ラベルを付けて、管理簿も作ります。

(芦澤委員) 全体のところを明確にルール化して記載していただいたほうが、現場も混乱せず、事件も起こらずに済みます。

(所管課) 学校には「基本マニュアル」として、取扱い等について示しています。こちらの審議資料には記載のない内容もあります。

(花村会長) 記載することはそんなに難しいことではないですよ。USBがこのようになっていて、取り込んだら消えてしまって、最終バックアップのUSBにだけデータを残すということですね。そのUSBは校長が管理して、何年か経つとデータを消すわけでしょう。

(所管課) 3年です。

(花村会長) それを資料の中のどこに記載すれば分かりやすいですかね。「審議に係る事務」の「各学校での作業」のところですかね。審議会としては、記載してもらったほうがいいかなと思います。

(所管課) 採点マニュアルは学校に配付しており、なおかつUSBメモリは1本のみ残るという文面について、その箇所に記載するということがよろしいですか。

(花村会長) はい。それで、1本のUSBに最終的な情報が残って、校長が管理して3年でデータを消すわけですね。その内容を記入しておいたほうがいいかなと思います。

(所管課) はい。

(花村会長) 確かにこれは図を見るといっぱいUSBが出ていて、どこかで漏えいすると大変だと思います。

(事務局) 図を見ると、確かにUSBがたくさん出てきてしまいます。USB1とかUSB2というように区別し、USBがどのように動くのか示すことはできるので、そのように修正したいと思います。それに加えて、「審議に係る事務」の「各学校での作業」に、USBの管理のについて文言を書き込みます。

(糠塚委員) 「個人情報の管理体制」に「外部媒体の使用」という欄があります。その欄に、「USBメモリを使う」と記載があり、「安全管理措置」という欄があります。その欄に、「メインPCにデータを移した後、USB内の記録は全て消去される」と記載したほうが分かりやすいです。

(花村会長) 今、糠塚委員がおっしゃった欄に、「USBの運搬は往復ともに専門業者に依頼する」と記載があります。これはこれでよろしいですね。

(所管課) はい。

(花村会長) さらに「毎回、作業終了時に金庫に保管」と記載があり、もう一つそこに、取り込んだら消えてしまうということと、最終バックアップUSBを1本残して、それを校長が保管するというのを追加するということですね。

(加島委員) 取り込んだら消えてしまうというのは、完全に初期化するわけではなく、フラグをかけているだけかもしれません。やはり消去してもそのUSBは金庫に入れておいたほうがいいです。解除できる業者はたくさんあります。自分で消去してしまった際に直してくれる会社もありますから。

(花村会長) そこまで周知しておいたほうがいいと思います。

(加島委員) 審議会ではUSBについていろいろと話題に挙がっています。

(所管課) データが入ってなくても、今回のUSB 4本は全て校長のところで管理させます。

(小嶋委員) 「個人情報の管理体制」の「本業務における電子計算機の操作職員数」が、使用職員数 571 人各校 52 名程度と記載されています。これほど多くの職員がシステムを操作をするのでしょうか。入試判定に関わる職員だけに限定すべきではないでしょうか。

(所管課) 入力作業する者ということですか。

(小嶋委員) 入力もですし、後でデータを見る人もです。

(所管課) 入学者選抜では、全教員が採点に関わります。データ入力の際も、直接点数を打つか打たないかは別にして、確認作業には必ず入ります。読み取ったり、点検作業もあります。

(小嶋委員) 各校の52名はどういう計算ですか。

(所管課) 平均ということですかね。大体ということで52人です。

(小嶋委員) 重要な情報については、もう少し限定する必要があると思います。

(所管課) パソコンを使うときには、あらかじめ職員番号と名前を登録しておかなければ作業ができません。今回は3系統で採点作業が入ります。5教科を採点・点検・照合していくときも、教科によって時間がかかったりすることがあります。あらかじめどの職員も、照合が終わった得点を入力できるようにしておきたいので、入力できる職員を多めに登録したほうが効率がいいということです。実際には、パソコンを触らない職員もいるかもしれません。「この先生が入力すれば作業がスムーズに行く」ということがあると想定して、5教科の先生を中心に数えて計算した結果になります。できるだけ時間の効率よく入力ができることに重きを置いて、登録を確保します。

(小嶋委員) やはり、誰がシステムを操作できるのかを限定したほうがいいと思いますので、ご検討ください。

(所管課) 今年行ってみると、来年その辺りが少し明確になると思います。

データを扱う職員は最初に我々も各学校から挙げさせているので、我々も管理しているつもりではいます。今回は初年度ということで、来年度からは各学校で全部やるようになり、県事務処理センターに持ち込むことはなくなります。この業務を扱う教員はかなり限定させていかなければいけないとは思っていますが、今回は初年度で、県事務処理センターに行ったりする必要もあり、5教科の教員の合計数にしました。全教職員の数ではありません。

(花村会長) 自分の子供が仮に市立高校を受けるとします。その市立高校

に自分が知っている先生がいて、合格発表の前に受かったかどうかを聞いた場合に、その市立高校に勤めている職員は全員、その情報を知るわけですか。

(所管課) 合否判定会議は、受検番号は書いてありますので、全部覚えている教員がいれば別でしょうが、普通は誰が合格したかは分からないと思います。

(花村会長) 市立高校の教員がある時点でその情報に触れて、全員、情報を知っている状況もあるということですか。それとも、その市立高校の中の何人かに限定しているのですか。今回初めてだから、分からないのですか。

(所管課) はい、そうですね。

(芦澤委員) 全員が端末情報は閲覧できるのですか。

(所管課) 端末情報は閲覧できません。採点そのものも、1番なら1番の採点だけ、5点なら5点だけの採点しかしません。トータルは最後の合否判定会議でしか分からないです。

(花村会長) 最終的な部分は合否判定に関わった人にしか分からないということですね。

(所管課) そうですね。その資料作りに関わった人しか分かりません。ただ、合否判定会議そのものは全職員でやります。

(芦澤委員) 入力PCとあるところには、科目採点の結果は全部集計されて見られるようになっているのですか。

(所管課) 単純に、教科の1番(1)、受検番号、何点ということで、点数だけを入れていきます。その受検生が国語で何点取ったかというのはあとでしか見えません。

この全員が触る可能性があるのは入力用PCで、メインPCはもっと限られます。一人の受検生の集約された情報が見られるのはメインPCになります。メインPCに触れる人間が最終的なデータを先に見ることは可能です。

(花村会長) しかし、最終的なデータを見られる人間は限定されているのですか。

(所管課) はい、そうです。

(小嶋委員) 「審議に係る事務」に最終的には受検生個人に交付文書と解答用紙の写しを出力して交付すると記載されています。どういう意味で交付するのですか。

(所管課) 今までは、受検生には、簡易開示の希望があれば、各教科の点数だけの開示をしていました。

今回から、問題ごとに正・誤が分かるように表にして交付しています。

(小嶋委員) 解答用紙というより、個々の採点という形ですか。

(所管課) 解答用紙のコピーの欄外に更にマルバツが入るイメージです。

これも今回初めての試みです。今までは点数しか見られなかったので、採点に不安がある場合には本開示を要求してきた受検もいました。受検生に不安を与えないように、今回は全て交付します。

(加島委員) USBを使用することにしたのは、セキュリティの問題で、改

ざんなどを考慮したのですか。先日、佐賀県で、教育情報システムに外部から入って自分の成績を修正した事件がありました。ハッカー対策は考えていますか。

(所管課) そこまでのシステムはありません。市立高校とつなぐネットワークがないので、そこまで考えません。

(中村委員) 「個人情報の管理体制」で、「データ管理」欄の「アクセスログの保存」にチェックが付いていませんが、通常、アクセスログは保存するのかなと思います。それは特に必要ないという考えですか。

(所管課) システムでアクセスログは取れますが、そこまで県とまだ詰められていません。

(中村委員) 一定期間はアクセスログの保存は必要かと思うので、検討ください。

(所管課) 県と協議して保存年限を決めたいと思います。

(事務局) アクセスログの保存はチェックが入るのですね。

(所管課) はい。それで、年限が必要だということです。

保存をする必要は確かにありますね。その形で詰めていきたいと思えます。

(花村会長) 初めてのケースで、県ともう少し詰めなければいけない部分もあることですね。ほかにご質問がないようなので案件6を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

3 報告事項

(1) 防犯カメラ設置に係る本人外収集及び事務委託についての報告

ア 繁華街安心カメラ設置運用事務

イ 庁用自動車におけるドライブレコーダーの設置・運用

ウ 新治市民の森内防犯カメラ運用事務

エ 新治里山公園内防犯カメラ運用事務

オ 資源循環局車両へのドライブレコーダー搭載

(2) 電子計算機処理に係る名簿管理についての報告

ア 教育委員会事務局内緊急連絡業務

(3) 宛名印字・宛名ラベル貼付業務に係る事務委託についての報告

ア 自治会町内会宛配送物に係る梱包業務委託

イ 横浜市民の医療に関する意識調査

ウ 市街地開発事業完了地区における事業評価調査

(4) 市のイベント・行事における参加申し込み受付等業務委託

ア 平成28年度「ぜん息予防等に関する講演会」における参加申込等受付事務委託

(5) 個人情報を取り扱う事務開始届出書 (5件)

(6) 個人情報を取り扱う事務変更届出書 (16件)

(7) 個人情報ファイル簿変更届出書 (1件)

(8) 個人情報ファイル簿廃止届出書 (1件)

4 その他

- (1) 小児医療費助成に関する事務の全項目評価書の修正について
- (2) 個人情報漏えい事案の報告（平成28年11月26日～平成29年1月20日）
- (3) その他

(花村会長) それでは、次に、「報告事項」及び「その他」に移りたいと思います。まず「3 報告事項」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 本日の追加配付資料をご覧ください。内容につきましては、担当係長からご説明いたします。

なお、個人情報漏えい事案につきましては、配付資料により内容をご確認いただき、疑問点等があればご連絡いただく、というかたちでお願いいたします。

(1)ア「繁華街安心カメラ設置運用事務」については、今回類型案件として報告を提出していますが、横浜の都心部に252台というたくさんの防犯カメラを設置するという事務で、かなり大規模なネットワークになり、今回クラウド化するという事で、専門的な内容になるので、業務所管課からご説明します。

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいまの報告につきまして、何かございますか。

(加島委員) クラウドサーバについて聞きたいのですが、これは富士通ネットワークソリューションズ株式会社が持っているクラウドサーバですか。

(所管課) この業者が用意をするものになります。

(加島委員) プライベートクラウドですか。つまり、富士通ネットワークソリューションズ株式会社のネットワークの中で完結しているのですか。

(所管課) はい、完結したものになります。

(加島委員) ただ、クラウドなので、どこのデータセンターにあるかは言えないのですよね。

(所管課) そうなります。

(加島委員) 富士通ネットワークソリューションズ株式会社が日本中に持っている、どこかのサーバに入っているということですか。

(所管課) そういうことです。

(加島委員) 横浜市では、クラウドのルールを決めているのですか。

(事務局) IT部門で定めていたかと思います。今おっしゃったようなプライベートクラウドは横浜市にもあります。それに内部のシステムを乗せています。

(加島委員) 内閣府や経産省もクラウドを使うよう推奨しています。ただ、実際市町村として、個人情報の入った情報を Amazon や Google のクラウドに乗せて、外国にサーバがあります、というのはやれませんか。

(事務局) この審議会の中でも、海外のクラウドはサービスを利用しないほうが良いとの話もいただいています。なるべく自前、あるいはメーカーのクラウドを使うようにしていると聞いています。

(加島委員) 富士通ネットワークソリューションズ株式会社は ISMS を取って

いるようですが、日本独自のクラウドバージョンの ISMS が出たようですね。それは取っていますか。

(事務局) 認証の証書を確認しましたが、情報セキュリティの ISO27001 は取っていました。

(清野委員) 運用要綱第 6 条に保存期間が 7 日間と明記されています。安全・安心のために保存期間を明記しないほうが通常かと思います。7 日間を過ぎたら、消えているから安心だとなったら困りますので、特別に今回は 7 日間と明記してもいいというご判断でしょうか。

(所管課) もともと、こちらは平成 18 年 11 月に、審議会にお諮りしているものです。そのあと改訂されている箇所もあるかと思いますが、7 日間と決めたときに歌舞伎町の街頭カメラがどのように運用されているかといったことを調べて、7 日間が適当だろうと決めたと聞いています。明示したのは、それ以上長く持っていることは危険と判断したからかもしれません。

(清野委員) 防犯カメラについて、ほかの案件では保存期間を概ねの期間にしているなど、少しばやかして書いていたほうが、安全のためのカメラですから、7 日間と書かないほうがより安全に資するのかなと思いますが、どうでしょうか。

(芦澤委員) 今のお話を聞くと、ずいぶん前に決められた期間かと思います。データ圧縮の技術等も進む中で、データ保管のコストも下がってきて、もしかしたら保存期間を長くしていくという考えもあるかもしれないので、もう一度ご確認いただくといいかもしれません。

(清野委員) もちろん、期間を長くするのが可能かどうかの話もありますが、横浜市のデータがどこにあるのかを示さないようにしているので、期間についてもほかのガイドラインではある程度幅を持たせた書き方をしているので、それらも参照して、内部でどのように運用するかを定めておかなければならない訳で、そこに関しては実際の運用とここに明記し、公にする内容については、そのすり合わせといたしますか、その辺りを検討されてはいかがなのかと思いました。

(花村会長) もともと 7 日間で運用されていたのですよね。

(所管課) はい。

(花村会長) そういったご意見もあったということでご参考にさせていただければと思います。

(所管課) 検討させていただきます。

(花村会長) あまり長いのも困りますし、短いのも困ると思いますので、どうかと思います。

(清野委員) 明確に期間を書くのが、いかがかと思います。

(花村会長) ご検討をお願いします。そのほかのご意見はなさそうなので、了承するということでよろしいですか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) では、了承とします。

(花村会長) 次に、「4 その他」に入ります。「(1)小児医療費助成に関する

事務の全項目評価書の修正について」、事務局から説明をお願いします。
(事務局) 第149回審議会において、特定個人情報における第三者点検を実施いただきました小児医療費助成に関する事務の全項目評価書について、一部修正が生じたので、ご説明いたします。

11月16日に第三者点検をしていただいた全項目評価書ですが、本日その評価書の13ページ目をお手元にお配りしています。これは評価書の中の特定個人情報ファイルのうち、「乳幼児サブシステムファイル」の説明の一部になります。この3の特定個人情報の入手・使用の①の「入手元」のところに、「健康福祉局保険年金課及び医療局医療援助課」の記載が漏れており、所管課から追加したいという連絡がありました。この①「入手元」には※印が付いています。この※印は、重要な変更該当するということで国の指針に書かれています。ここを変更するには、本来であれば評価の再実施が必要なのですが、第三者点検後の公表前の段階で記載漏れに気づいたということで、今回はこの報告をもって評価書の修正をさせてもらえないかということです。

この評価書は、保険年金課から特定個人情報をもらうほうですが、もう一つ、国民健康保険の渡す側の評価書についても11月30日に第三者点検をしていただいています。こちらの評価書も同じように、小児医療のほうに特定個人情報を提供するという部分の記載が漏れています。

ただ、国民健康保険の「提供する」という情報については、重要な変更該当する部分ではありません。そのため、国民健康保険の評価書は今回ではなく、年1回ある評価書見直しの際に修正したいということです。

(花村会長) ただいまの報告につきまして、何かございますか。

ただいまの説明があった内容を了解しないと、どうなるのですか。

(事務局) また市民意見聴取をして、第三者点検をして公表ということです。

(花村会長) ※印は要注意で、重要な箇所です。

しかし、今の状況でそこまで手間をかける必要はないだろうという判断ですね。

(事務局) そうです。

(花村会長) それでは、ただいまの事務局の説明の内容を、了承することによってよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは、了承いたします。

本日予定された議事は以上で終了ですが、事務局から何かありましたら、お願いします。

(事務局) 本日予定された議事は、以上でございますので、次回の日程を確認させていただきたいと思っております。

次回の日程でございますが、2月22日水曜日、午後2時から、関内中央ビル5階特別会議室、本日と同じこの場所で開催を予定しております。後日ご連絡を差し上げますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局からは以上でございます。

本日はどうもありがとうございました。

	<p>(花村会長) それでは閉会とさせていただきます。 本日は、どうもありがとうございました。 【閉 会】</p>
資 料 特記事項	<p>1 資料 (1) 第151回横浜市個人情報保護審議会次第 (2) 第151回横浜市個人情報保護審議会追加資料</p> <p>2 特記事項 次回は平成29年2月22日(水)午後2時から開催予定</p>

本会議録は平成29年2月22日第152回横浜市個人情報保護審議会において承認を得、確定しました。

署名 横浜市個人情報保護審議会会長 花村 聡
